

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）  
新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第二（第四条第一項） 一～二十三 略</p> <p>二十四 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 大麻草採取栽培者免許申請手数料</p> <p>ロ 大麻草採取栽培者登録変更手数料</p> <p>ハ 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</p> <p>二十五～九十八の二 略</p> <p>九十八の三 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料</p> <p>ロ 道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料</p> <p>ハ 建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料</p> <p>九十八の四～百の三 略</p> <p>百の四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>百の五～百二十五の二 略</p> <p>百二十五の三 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 特定再生資源屋外保管業許可申請手数料</p> <p>ロ 特定再生資源屋外保管業変更許可申請手数料</p> <p>百二十六～百三十三 略</p>	<p>別表第二（第四条第一項） 一～二十三 略</p> <p>二十四 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 大麻取扱者免許申請手数料</p> <p>ロ 大麻取扱者登録変更手数料</p> <p>ハ 大麻取扱者免許証再交付手数料</p> <p>二十五～九十八の二 略</p> <p>九十八の三 建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料</p> <p>百の四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>（新設）</p> <p>百の五～百二十五の二 略</p> <p>百二十六～百三十三 略</p>